

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（別表第十二）
についての一部を改正する通達について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（別表第十二）の一部改正について、2025年8月29日付で
通達され8月31日 から適用されます。その概要は以下のとおりです。

1. 改正の内容

最新の国際的な技術動向を反映させるため、採用済みの国際規格（IEC規格）に準拠したJISを、最新版に
置き換える等の見直しを行う。

2. 改正する規格

採用済みの基準をより新しい版のJISに置き換える9規格が改正されます。次の表に一覧を示します。

No.	基準番号	表題	整合規格（JIS等）	適用範囲に含まれる
J60335シリーズ		家庭用及びこれに類する電気機器の安全性		
1	J60335-2-54(2025)	第2-54部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の 個別要求事項	JIS C 9335-2-54: 2024	その他の工作用又は工 芸用の電熱器具
2	J60335-2-67(2025)	第2-67部：業務用床処理機の個別要求事項	JIS C 9335-2-67:	電気床磨き機
3	J60335-2-79(2025)	第2-79部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の 個別要求事項	JIS C 9335-2-79: 2024	電気ポンプ
J60570		ライティングダクト		
4	J60570(2025)	ライティングダクトー照明器具用ダクトシステ ムの安全性要求事項	JIS C 8472:2025	ライティングダクト及 びその附属品並びにラ イティングダクト用接
J60598シリーズ		照明器具		
5	J60598-2-4(2025)	第2-4部：一般用移動灯器具に関する安全性要 求事項	JIS C 8105-2-4: 2024	電気スタンド、庭園灯 器具 等
J60974シリーズ		アーク溶接機		
6	J60974-10(2025)	第10部：電磁両立性（EMC）要求事項	JIS C 9300-10:	アーク溶接機
J61184		差込みランプソケット		
7	J61184(2025)	差込みランプソケット	JIS C 8122:2025	ランプセプタクル、 キーレスソケット 等
J61347シリーズ		ランプ制御装置		
8	J61347-2-13(2025)	第2-13部：直流又は交流電源用LEDモジュ ール用制御装置の個別要求事項	JIS C 8147-2-13: 2017	直流電源装置（LED用 電源装置）
J62841シリーズ		手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性		
9	J62841-2-1(2025)	第2-1部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別 要求事項	JIS C 62841-2-1: 2024	電気ドリル

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（別表第十二） についての一部を改正する通達について

3. 猶予期間経過等により削除する規格

次の表に示す12規格（過去の改正による猶予期間が経過した11規格、及び併読する通則の猶予期間経過に伴い廃止する1規格）は削除されます。

No.	基準番号	表題	整合規格（JIS等）
1	J60335-2-2(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-2部：真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項	JIS C 9335-2-2: 2004
2	J60335-2-5(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-5部：電気食器洗機の個別要求事項	JIS C 9335-2-5: 2004
3	J60335-2-10(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-10部：床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項	JIS C 9335-2-13: 2006
4	J60598-1(H29)	照明器具－第1部：安全要求事項通則	JIS C 8105-1:2017
5	J60745-2-8(H22)	手持ち形電動工具－安全性－第2-8部：シャー及びニブラの個別要求事項	JIS C 9745-2-8: 2009
6	J60745-2-9(H22)	手持ち形電動工具－安全性－第2-9部：タッパの個別要求事項	JIS C 9745-2-9: 2009
7	J60745-2-11(H22)	手持ち形電動工具－安全性－第2-11部：往復動のこぎり（ジグソー及びセーバーソー）の個別要求事項	JIS C 9745-2-11: 2009
8	J61029-2-10(H20)	可搬形電動工具の安全性－第2-10部：切断機の個別要求事項	JIS C 9029-2-10: 2009
9	J61058-1(H29)	機器用スイッチ－第1部：一般要求事項	JIS C 4526-1:2013
10	J61058-2-1(H29)	機器用スイッチ－第2-1部：コードスイッチの個別要求事項	JIS C 4526-2-1: 2013
11	J61347-1(H29)	ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項	JIS C 8147-1:2017
12	J61347-2-13(H29)	ランプ制御装置－第2-13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項	JIS C 8147-2-13: 2017

4. 猶予期間

今回改正された9規格のうち、旧版が廃止されるJ61347-2-13(2025)については猶予期間を設けず、それ以外の8規格については、改正から3年間（2028年8月30日まで）は、なお置き換える前のJISによることができます。

詳細については、以下のWebサイトをご確認ください。

●経済産業省 電気用品安全法のページ：

→ <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html#t8>

●（参考）パブリック・コメントの結果：

→ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595225020&Mode=1>

解釈改正に伴い、JETではS-JET認証の基準変更試験を随時実施いたします。猶予期間終了間際になると試験申込が混み合うことがありますので、お早めにご対応いただきますようお願いいたします。基準変更試験等についてのお問い合わせは、カスタマーサービスセンター（cs@jet.or.jp）までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

（一財）電気安全環境研究所

ビジネス推進部 カスタマーサービスセンター

E-mail：cs@jet.or.jp

